

第3章 神崎町の特別会計の現状と課題

特別会計とは

地方自治体が特定の事業を行う場合に、一般会計と区分して設置し、特定の歳入歳出を別個に処理するための会計を言う。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすものであり、真に会計処理上必要とされるもののみにとどめるべきものであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなり、地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することが出来る」と規定されている（地方自治法第 209 条第 2 項）。また、特別会計の設置が法律上義務付けられている場合は、条例制定によって設置することを要しないとされている。

神崎町においても他の地方自治体と同じく、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の 4 事業において特別会計を設置し、歳入歳出の処理を行っている。

1. 国民健康保険特別会計について

・当該会計の概要について

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤となる制度であり、後期高齢者医療に加入している者、職場の健康保険に加入している者又は生活保護を受けている者のほかは全て国民健康保険に加入することとなっている。保険事業は、地域福祉を増進する目的であって、収支を目的とするものではないが、特定の収入を財源とし、保険給付を主とした特定の支出に充てる事業を行うため、特別会計を設けている（国民健康保険法第 10 条）。

保険財政については、基本的に医療保険給付費等総額の 50%を国庫負担金等の公費にて負担し、50%を保険料(税)にて負担することとなっているが、実際には保険料(税)軽減に対する一般会計からの繰入金(法定)や欠損補填のための一般会計からの繰入金(法定外)等も公費からの負担となっている。

徴収に関しては、保険料・保険税として徴収する方法があり、神崎町の場合は国民健康保険税として徴収を行っている。

(千葉県内：保険料…11 市町村・3 国保組合， 保険税…43 市区町村)

(表 1) 神崎町の国保特別会計の推移 (単位: 千円、%)

性質別	H19参考	H20	構成比	対前年度	H21	構成比	対前年度	H22	構成比	対前年度	H23	構成比	対前年度
保険料税	204,378	189,123	26.9	△ 7.5	191,498	24.7	1.3	194,904	24.6	1.8	189,813	23.2	△ 2.6
国庫支出金	187,711	158,238	22.5	△ 15.7	170,022	21.9	7.4	217,718	27.4	28.1	199,301	24.4	△ 8.5
繰給交付金	167,877	46,608	6.6	△ 72.2	39,355	5.1	△ 15.6	52,535	6.6	33.5	37,364	4.6	△ 28.9
前期交付金	0	132,673	18.9		153,101	19.8	15.4	102,760	12.9	△ 32.9	135,411	16.5	31.8
県支出金	36,386	35,632	5.1	△ 2.1	31,512	4.1	△ 11.6	45,092	5.7	43.1	45,542	5.6	1.0
共同事業交付金	76,738	76,774	10.9	0.0	74,074	9.6	△ 3.5	85,796	10.8	15.8	77,083	9.4	△ 10.2
財産収入	0	2	0.0		1	0.0	△ 50.0	10	0.0	900.0	0	0.0	△ 100.0
他会計繰入金	23,196	21,513	3.1	△ 7.3	45,322	5.8	110.7	59,053	7.4	30.3	69,324	8.5	17.4
基金繰入金	30,000	0	0.0	△ 100.0	20,000	2.6		0	0.0	△ 100.0	0	0.0	
繰越金	19,566	39,998	5.7	104.4	47,215	6.1	18.0	34,331	4.3	△ 27.3	56,683	6.9	65.1
その他	4,280	1,409	0.2	△ 67.1	2,980	0.4	111.5	1,419	0.2	△ 52.4	7,716	0.9	443.8
歳入合計	750,132	701,970	100.0	△ 6.4	775,080	100.0	10.4	793,618	100.0	2.4	818,237	100.0	3.1
総務費	9,552	8,367	1.3	△ 12.4	8,042	1.1	△ 3.9	7,666	1.0	△ 4.7	7,393	1.0	△ 3.6
保険給付費	476,169	426,708	65.2	△ 10.4	466,297	62.9	9.3	504,806	68.5	8.3	494,370	64.9	△ 2.1
後期支援金等	0	86,785	13.3		94,099	12.7	8.4	84,578	11.5	△ 10.1	98,255	12.9	16.2
前期給付金等	0	0	0.0		267	0.0		148	0.0	△ 44.6	291	0.0	96.6
老人拠出金	112,705	7,350	1.1	△ 93.5	2,640	0.4	△ 64.1	1,472	0.2	△ 44.2	155	0.0	△ 89.5
介護納付金	41,112	40,006	6.1	△ 2.7	38,357	5.2	△ 4.1	40,451	5.5	5.5	45,800	6.0	13.2
共同拠出金	65,266	72,249	11.0	10.7	80,677	10.9	11.7	83,068	11.3	3.0	83,814	11.0	0.9
特定健康診査	0	5,959	0.9		5,307	0.7	△ 10.9	4,810	0.7	△ 9.4	4,833	0.6	0.5
保険事業費	4,151	1,513	0.2	△ 63.6	1,797	0.2	18.8	2,414	0.3	34.3	1,770	0.2	△ 26.7
基金積立金	76	2	0.0	△ 97.4	20,001	2.7	999950.0	10	0.0	△ 100.0	0	0.0	△ 100.0
諸支出金	1,103	5,816	0.9	427.3	23,265	3.1	300.0	7,512	1.0	△ 67.7	24,647	3.2	228.1
歳出合計	710,134	654,755	100.0	△ 7.8	740,749	100.0	13.1	736,935	100.0	△ 0.5	761,328	100.0	3.3
実質収支	39,998	47,215			34,331			56,683			56,909		

(出典) 神崎町決算報告より

・歳入歳出の状況について

歳入総額については、2008（平成 20）年度より 2011（平成 24）年度にかけ、微増ながら増加傾向にある。主たる財源の国民健康保険税であるが、2008（平成 20）年度から 2011（平成 23）年度にかけ、ほぼ横ばいとなっている。

一方、65 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象とした前期高齢者に係る交付金が、2009（平成 21）・2011（平成 23）年度と多く増加していることと併せ、一般会計からの繰入金金の増加が、歳入増の要因となっている。

歳出総額については、2009（平成 21）年度からほぼ横ばいから微増に推移している。主たる歳出の保険給付については、2010（平成 22）、2011（平成 23）年度とも約 5 億円の支出となっており、歳出総額の 65%を占めるに至っている。

75 歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度への支援金等については、2008（平成 20）年度の制度開始後初の清算分を含む 2010（平成 22）年度においては減少したものの、以降増加に転じている。

第 2 号被保険者負担分としての介護保険納付金も、横ばい傾向から 2011（平成 23）年度に増加傾向へ転じている。

・繰入金について

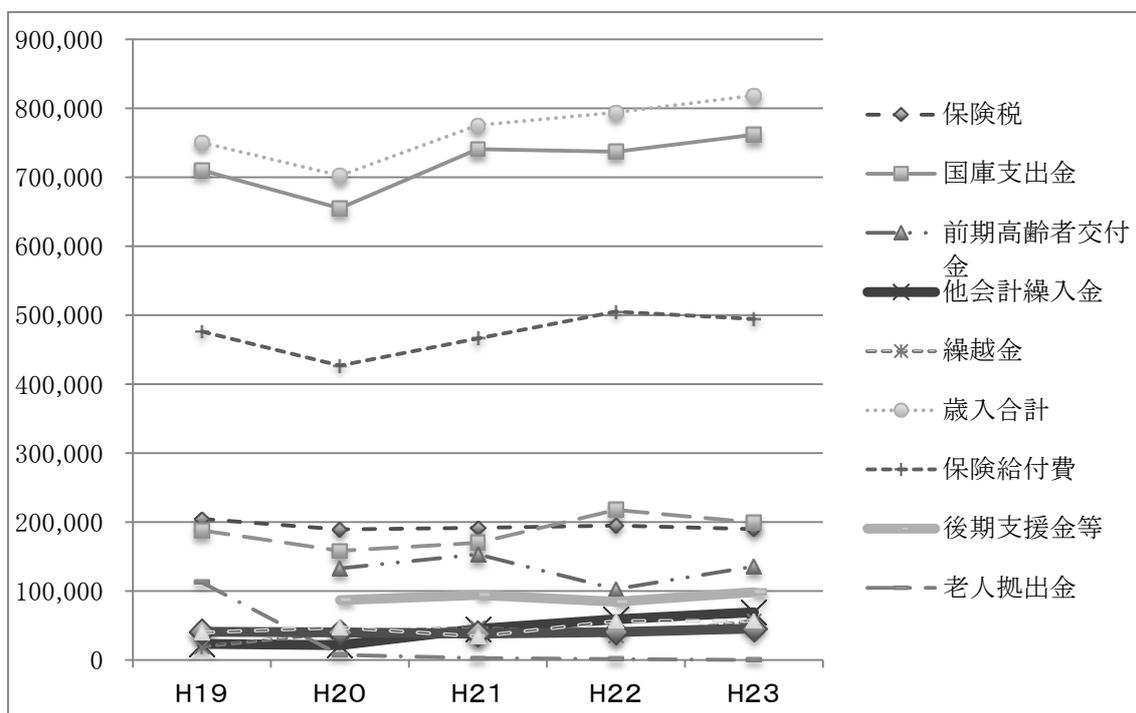
普通会計からの繰入額については、2009（平成 21）年度において前年比 2,000 万円強の増加となっており、以降は毎年 1,000 万円強の増加にて推移している状況である。

・実質収支について

実質収支については、2008（平成 20）年度以降黒字を維持している。2009（平成 21）年度については、歳入において財政調整基金より繰入金を行い、歳出において 2,000 万円の基金支出を行ったため、3,400 万円ほどとなったが、以降 5,000 万円強を維持した実質収支となっている。

しかしながら、国民健康保険会計については、普通会計の繰入金・退職者医療制度に該当する被保険者分も含まれているため、実質的な収支は圧縮するものである。

（図 1）主たる性質別の推移（単位；千円）



・考察

国民健康保険事業会計では、保険料（税）の未納が大きな問題となっており、一般会計からの繰り入れが財政を圧迫すると共に、保険者基盤を弱体化させる一因となっている自治体も多い状況である。神崎町においては、高い保険税の収納率や法定以外の繰入を行っていないため、安定した事業運営を行っているところであるが、各支援金、納付金などの増加や国民健康保険加入者の高齢化による保険税歳入額の減少など、今後も注意を要するものである。

2. 老人保健特別会計について

・当該会計の概要について

老人保健制度は、2008（平成 20）年 3 月診療分をもって廃止され、後期高齢者医療制度へ変更となった。

2008（平成 20）年度は、3 月診療分までの医療諸費及び遅延分に対しての支払いに付随するものであり、2010（平成 22）年度まで老人保健特別会計にて精算事務を行い、2011（平成 23）年度以降においては一般会計にて事務処理を行うこととなっている。

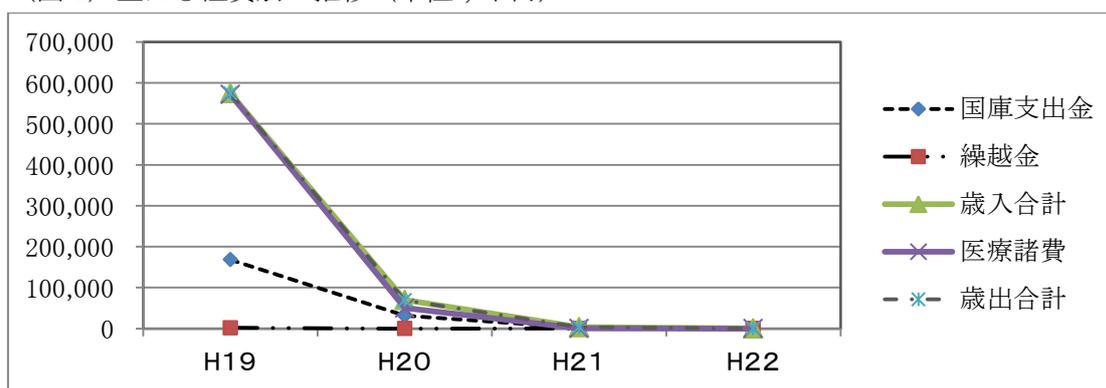
旧老人保健法第 33 条にて、地方自治体においては特別会計を設けて経理を行う旨が規定されていた。

（表 1）老人険特別会計の推移（単位；千円，％）

性質別	H19参考	H20	構成比	対前年度	H21	構成比	対前年度	H22	構成比	対前年度
交付金	296,643	26,294	37.8	△ 91.1	192	5.7	△ 99.3	48	19.4	△ 75.0
国庫支出金	168,246	31,578	45.4	△ 81.2	2,405	71.0	△ 92.4	157	63.3	△ 93.5
県支出金	42,791	7,629	11.0	△ 82.2	137	4.0	△ 98.2	39	15.7	△ 71.5
他会計繰入金	64,836	4,065	5.8	△ 93.7	283	8.4	△ 93.0	0	0.0	△ 100.0
繰越金	2,078	1	0.0	△ 100.0	372	11.0	37100.0	4	1.6	△ 98.9
その他	0	0	0.0		0	0.0		0	0.0	
歳入合計	574,594	69,567	100.0	△ 87.9	3,389	100.0	△ 95.1	248	100.0	△ 92.7
医療諸費	571,658	50,262	72.6	△ 91.2	472	13.9	△ 99.1	15	100.0	△ 96.8
諸支出金	2,935	18,933	27.4	545.1	2,913	86.1	△ 84.6	0	0.0	△ 100.0
歳出合計	574,593	69,195	100.0	△ 88.0	3,385	100.0	△ 95.1	15	100.0	△ 99.6

（出典）神崎町決算書より

（図 1）主たる性質別の推移（単位；千円）



3. 介護保険特別会計について

・当該会計の概要について

本格的な高齢化社会を迎え、ねたきり高齢者や要援護高齢者の増加、扶養意識の変化による家族介護の対応が困難となっていることなどから、高齢者の介護を社会全体で支

え、利用者の選択により多様な主体から保健・医療・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みとして介護保険制度が創設され、2000（平成12）年4月より実施された。

介護保険制度の運営（保険者）は各市町村であり、運営に必要な経費の50%が40歳以上の被保険者（65歳以上：第1号被保険者、40歳以上65歳未満：第2号被保険者）からの保険料で、残り50%が公費でまかなわれている。

（表1）介護保険特別会計の推移（単位；千円，%）

性質別	H19参考	H20	構成比	対前年度	H21	構成比	対前年度	H22	構成比	対前年度	H23	構成比	対前年度
保険料	58,265	59,575	14.6	2.2	80,526	19.0	35.2	82,358	20.1	2.3	80,308	18.6	△ 2.5
国庫支出金	77,418	86,207	21.2	11.4	83,466	19.7	△ 3.2	82,102	20.0	△ 1.6	91,807	21.3	11.8
交付金	102,361	107,870	26.5	5.4	108,829	25.7	0.9	102,853	25.1	△ 5.5	113,039	26.2	9.9
県支出金	49,132	53,168	13.1	8.2	53,989	12.7	1.5	53,231	13.0	△ 1.4	56,979	13.2	7.0
他会計繰入金	73,857	72,193	17.7	△ 2.3	77,090	18.2	6.8	71,783	17.5	△ 6.9	76,507	17.7	6.6
基金繰入金	8,512	11,787	2.9	38.5	2,065	0.5	△ 82.5	1,046	0.3	△ 49.3	505	0.1	△ 51.7
繰越金	7,148	10,658	2.6	49.1	12,412	2.9	16.5	16,472	4.0	32.7	12,789	3.0	△ 22.4
その他	100	5,416	1.3	5316.0	5,607	1.3	3.5	14	0.0	△ 99.8	8	0.0	△ 42.9
歳入合計	376,793	406,874	100.0	8.0	423,984	100.0	4.2	409,859	100.0	△ 3.3	431,942	100.0	5.4
総務費	32,615	34,065	8.6	4.4	37,790	8.9	10.9	27,203	6.9	△ 28.0	30,333	7.4	11.5
保険給付費	320,534	341,114	86.5	6.4	354,895	83.7	4.0	345,911	87.1	△ 2.5	357,588	87.2	3.4
拠出金	307	307	0.1	0.0	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
地域支援事業	5,461	4,549	1.2	△ 16.7	2,375	0.6	△ 47.8	7,470	1.9	214.5	7,006	1.7	△ 6.2
繰出金	761	270	0.1	△ 64.5	83	0.0	△ 69.3	157	0.0	89.2	172	0.0	9.6
基金積立金	1,974	9,218	2.3	367.0	6,852	1.6	△ 25.7	12,464	3.1	81.9	12,375	3.0	△ 0.7
その他	4,483	4,939	1.3	10.2	5,519	1.3	11.7	3,865	1.0	△ 30.0	2,703	0.7	△ 30.1
歳出合計	366,135	394,462	100.0	7.7	407,514	96.1	3.3	397,070	100.0	△ 2.6	410,177	100.0	3.3
実質収支	10,658	12,412			16,470			12,789			21,765		

（出典）神崎町決算書より

・歳入歳出の状況について

歳入総額については、2008（平成20）年度より4億円超となって移行しており、2010（平成22）年度において減少したが、翌年には2,000万程の増加になっている。主たる財源の介護保険料であるが、2009（平成21）年度に8,000万円に増加して以降、横ばいにて推移している。

歳入の20%を占める国庫支出金については、2010（平成22）年度まで横ばいに推移していたが、2011（平成23）年度には増加に移行している

歳出総額については、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度にかけ4億円前後にてほぼ横ばいに推移していたが、2011（平成23）年度に微増となっている。

歳出総額の90%弱を占める保険給付については、僅かな増減はあるものの、3億4,000

万円から 3 億 6,000 万円前後にて推移している。

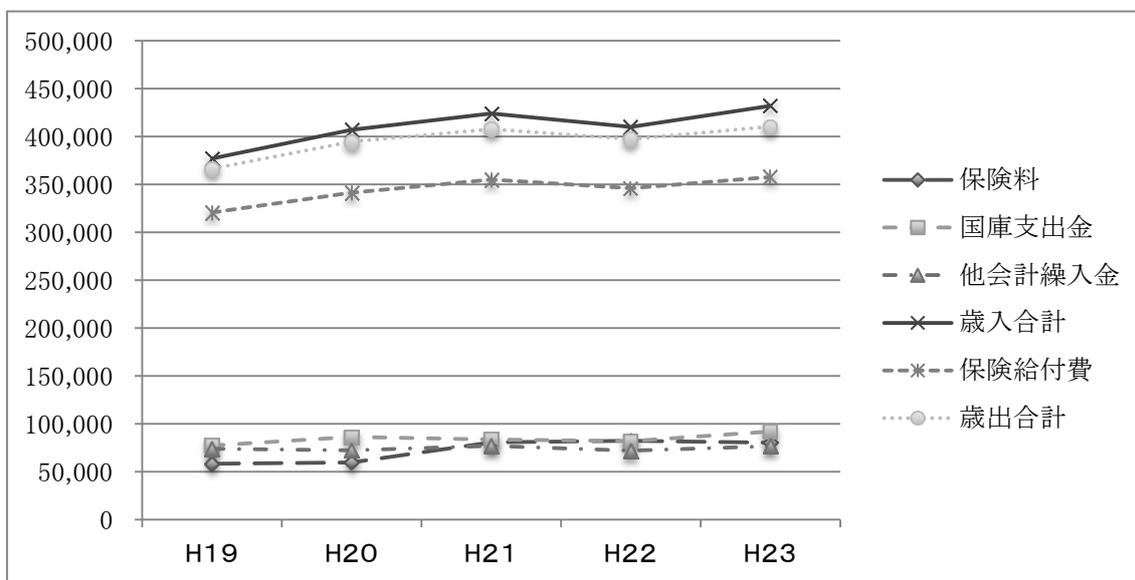
・繰入金について

普通会計からの繰入額については、歳入総額の約 18%を占める額、7,200 万円から 7,700 万円前後にて推移している状況である。

・実質収支について

実質収支については、毎年 1,000 万円を超える黒字を維持している。2011（平成 23）年度については、国庫支出金が大幅に増加したため、2,000 万円を超える実質支出となっている。

（図 1）主たる性質別の推移（単位；千円）



・考察

介護保険事業会計では、高齢化の進行に伴い事業費の増加が懸念される自治体が多い中、神崎町においては安定的な事業運営を行っているところである。町内に開設されている介護施設については、住所地特例施設であるため介護保険事業への負担は生じておらず、介護サービス事業者も訪問・通所介護を主としたものであるため、“家族の介護は家族で”との風潮が強いものと推測される。

しかしながら、給付対象者の除外や施設利用者の制限などの介護保険制度に対する大幅な見直しが予定されており、各自治体における独自の介護保険事業実施に伴う事業費の増加など、今後も注意を要するものである。

4. 後期高齢者医療特別会計について

・当該会計の概要について

75歳以上の高齢者及び65歳以上74才以下で一定の障害がある高齢者等を対象にした独立した医療保険制度として、2008（平成20）年4月から開始されている。

制度の運営は、保険料徴収については市町村が行い、財政運営については都道府県単位で全市町村が加入する広域連合（本県：千葉県後期高齢者広域連合）が行っている。広域連合の財政リスクを軽減するため、国・都道府県は、共同して責任を果たすことが義務づけられている。

財源構成は、患者負担分を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）だけでなく、高齢者からも広く薄く保険料（1割）を徴収することとなっている。

（表1）後期高齢者医療特別会計の推移（単位：千円、％）

性質別	H19参考	H20	構成比	対前年度	H21	構成比	対前年度	H22	構成比	対前年度	H23	構成比	対前年度
保険料	0	36,659	73.5		37,693	70.9	2.8	38,908	72.2	3.2	38,696	70.2	△ 0.5
他会計繰入金	0	12,818	25.7		13,727	25.8	7.1	13,712	25.5	△ 0.1	14,086	25.5	2.7
繰越金	0	0	0.0		1,319	2.5		892	1.7	△ 32.4	444	0.8	△ 50.2
その他	0	429	0.9		454	0.9	5.8	358	0.7	△ 21.1	1,917	3.5	435.5
歳入合計	0	49,906	100.0		53,193	100.0	6.6	53,870	100.0	1.3	55,143	100.0	2.4
総務費	0	2,067	4.3		2,202	4.2	6.5	1,932	3.6	△ 12.3	1,904	3.5	△ 1.4
納付金	0	46,521	95.7		50,002	95.6	7.5	51,409	96.2	2.8	51,595	93.7	0.4
諸支出金	0	0	0.0		97	0.2		85	0.2	△ 12.4	147	0.3	72.9
保健事業費	0	0	0.0		0	0.0		0	0.0		1,444	2.6	

（出典）神崎町決算書より

・歳入歳出の状況について

歳入総額については、2008（平成20）年度より2011（平成23）年度にかけて、増加傾向にある。主たる財源の保険料であるが、2011（平成23）年度までほぼ横ばいとなっている。

繰越金については、制度開始年度は130万円強の繰越額を有していたが、以降は減少傾向に転じている。

歳出総額については、2009（平成21）年度からほぼ横ばいに推移している。主たる歳出の後期高齢者医療広域連合納付金については、2008（平成20）年度の制度開始以降、若干ではあるが増加傾向となっている。

・繰入金について

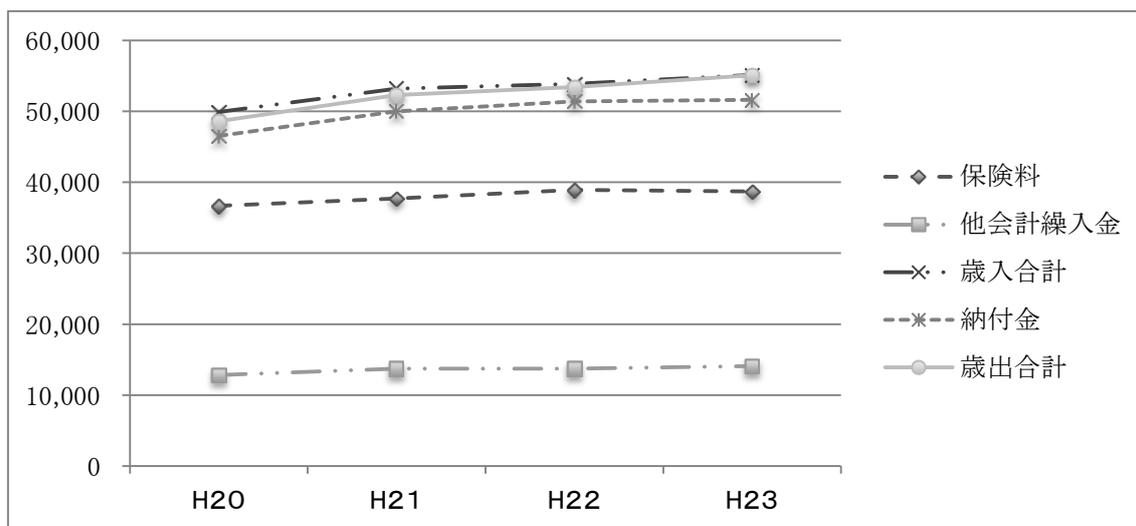
普通会計からの繰入金については、制度開始以降若干の増額傾向にて推移している状

況である。

・実質収支について

保険者が千葉県後期高齢者広域連合であるため、市町村における実質収支については、ほぼ皆無となっている。また、2011（平成23）年度については、保健事業（健康診査）が新たに生じたことにより、大幅に減少している。

（図1）主たる性質別の推移（単位；千円）



・考察

後期高齢者医療特別会計では、被保険者からの負担分（保険料）と市町村の負担分を保険者である広域連合へ納付金として支出することとなるが、他の自治体と同様に高齢化に伴う被保険者の増加や医療給付費の増加に伴う繰入金額の増加による財政への圧迫について、今後も注意を要するものである。